

令和3年度 第12回江津市農業委員会総会

日時：令和4年3月23日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 第6 その他

○出席農業委員（11名）

- 1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番山本秀彦 4 番藤井孝子
- 5 番柳原良雄 6 番和田幸子 7 番大村理之 8 番二本木俊二
- 9 番田代和秋 10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（11名）

- 盆子原 温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、河村博幸
- 佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員

- 事務局長 佐々木久 参事 藤田佳久 次長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今より令和3年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。今、人農地プランを随時進めているところですけど

も、今日も総会が終わったあと、農林水産課から情報提供して頂くことになっています。皆さんにご協力頂きまして、45 集落において人農地プランを、進めてもらうとともに、それを9つの広域エリアへということで、波積・都治エリアを10月28日に始め、先般3月4日に小田・今田エリアというように広域エリアがひと通り終わったということでございます。そういった中で、既に前述の地域においては、いわゆる中心形態に向けて農地の再編成等々、再調整を現在進めて頂いているところでございます。本当に各委員の皆様におかれましては、ご協力をありがとうございました。ご存じのようにこの人農地プランというのは、非常に重要な位置づけとされておりますので、引き続いて来年度、4年度以降もこの人農地プランについて、農林水産課あるいは関係機関と一体となって、進めていきたいと思っておりますので、一層のご協力ご支援をお願いしたいと思います。それでは、ただ今より、令和3年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、全員お揃いで開催させていただきます。また、本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 はい、ご了解いただきましたので、6番 和田委員、7番 大村委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、議事を進めますけれども、本日、原田委員は所用がありまして、申し訳ありませんが、議案4ページの農地法第5条第1項の規定による許可申請の3を先に審議させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

農地法 第5条

《 和木町 》

会 長 日程第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番です。農地の所在は和木町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は

●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅建築です。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和5年2月28日となっております。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 はい、位置図は5ページをご覧ください。3月20日に確認をいたしました。

場所は地図の右から左下に走っているのが、国道9号線です。右方向が嘉久志方面で、左方向が都野津方面になります。嘉久志方面から行きますと、●●●●●●●が左手に見えまして、ずっと進むと●●●●がある変則的な交差点なのですが、ここの信号を●●●●します。二本目の角を●●●●して●●●●mくらい進んだ所の●●●●に申請地がございます。上の方にはJR山陰本線が通っております。場所は、宅地造成をした位置にあたりまして、数年耕作をした形跡はありません。現状は、草が少し生えているような状態で、背の高いような草は生えてない感じです。耕作は数年間一切されていません。両サイドは宅地で、上の白くなっている部分は申請地より40cmくらい下に段差がある土地なのですが、ここも今は売地という看板が出ていまして、将来宅地という形で耕作はされておられません。近隣の農地には影響は無いと判断いたしました。問題は無いですと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農地法 第18条第6項

《 都治町 》

会 長 それでは、最初の議案に戻ります。日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお

願いいたします。

事務局 それでは報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出です。農地の所在は都治町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地。賃借人は●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地。合意解約でございます。解約成立日は令和 4 年 2 月 28 日で、土地引渡時期は令和 4 年 3 月 31 日でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法 第 3 条

《 後地町・都治町 》

会 長 次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請です。番号は 1 番。農地は 4 筆ございます。後地町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、後地町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、都治町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、都治町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。権利種別としましては、3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 それでは説明をいたします。位置図の 1 ページをご覧ください。下に県道大田井田江津線がありますが、浅利の国道 9 号線から入って約●●●キロ行った場所になります。都治川がありまして●●●があります。この橋を渡ってすぐ左に入りまして、川沿いを●●●mほど進みますと都治町●●●番の田になります。この辺り一帯は稲作を営んでおられます。そこから一旦戻りまして、埋築橋から更に波積方面に●●●mほど行った所、●●●というお宅がありますが、そこを左折しまして、●●●というお宅のある道を更に●●●mほど行きます

と後地町の●●●番と●●●番の農地に当たります。こちらの方はこの周辺が小高い集落になっているのですが、農作物は見えなかったのですが、花があったり綺麗に草刈りで管理をされている感じでした。更にそこから●●●mほど進むと、●●●と書いてありますが、こちらに今回の譲受人である息子さんが住んでおられます。その裏に畑がありまして、こちらの方も野菜等を植えられて管理されていました。譲受人のお母様が高齢になられまして、施設に入ったのをきっかけに、今回の申請に至ったということで、特に問題は思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

階本推進委員　はい。

会 長 　はい、どうぞ。

階本推進委員　本件に対しては問題無いのですが、ここに書いてあります数字が違うのではないかと思うのですが。●●●●さんという方は●●●m²の田畑があって、引き受けられるのは●●●aということなののでしょうか。

会 長 　事務局いかがでしょうか。

事務局 　経営面積と自作面積ということなのですが、電算で入ってくるので今は確認が出来ないのですが、この4筆全部を譲受人がされるということなので、なぜ差異あるのかは次回の委員会開催時までには調べておきます。

会 長 　それでは確認をして頂いて次回の総会で報告をお願いします。

事務局 　はい。

会 長 　階本推進委員よろしいでしょうか。

階本推進委員　いいです。

会 長 　他にご質問等がございますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 浅利町 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号2です。農地の所在は浅利町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、浅利町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、浅利町●●●番、登記簿は宅地で現況は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地。対価は10aあたり●●●千円でございます。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 それでは位置図の2ページをご覧ください。上の方に9号線が東西に通っていきまして、●●●がある所から県道浅利渡津線、●●●に走っている道に入りまして、約●●●mの所に●●●の入り口があります。そこを右折しまして、すぐのまた右折をして、先を左折して●●●mほど先にあるのですが、この道路から見下ろすような形で農地があります。確認をしましたら、畑として色々な野菜を作って利用されているような状態でした。どちらも地元の方で、特に問題は無いと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第5条

《 桜江町川越 》

会 長 次に日程第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請です。農地の所在は桜江町川越●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅建築です。対価は 10a あたり●●●千円です。工期は許可の日から令和 5 年 12 月 31 日となっております。以上です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 それでは、説明をいたします。位置図の 3 ページをご覧ください。この地図の上の方には国道 261 号線が走っておりまして、左が江津方面で右が川本方面になります。この位置図には川越の中心地が記載されているわけですが、川越体育館や川越診療所、左上の方には以前に小学校があった所です。国道 261 号線から川越大橋を渡りまして、国道から今の図面までが●●●m ぐらいあります。県道日貫川本線から現地までは●●●m ぐらいの位置になりまして、現場は、近くに●●●さんというお宅がありますが、ここがこのたびの田津谷川の堤防計画によりまして、●●●さんは県道の拡張等のために移転を命じられまして、場所が無いということもありまして、裏手に今回申請された●●●さんの田があるのですが、そこを分けてもらい、移転したいということです。その周りは、●●●さんの田と●●●の田と、裏側には農道がありまして、特に心配するようなことは無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 につい

て」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　それでは2番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は建売住宅を建築して販売するという事です。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年12月末日でございます。以上です。

会　長　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員　それでは、位置図の4ページをご覧ください。下の方に9号線が走っておりまして、その右手に山陰本線が通っております。敬川町●●●を●●●方向に約●●●m進みまして、右折をして約●●●m、更に曲がりまして●●●mほど進むと申請地がございます。周りの状況が分かりませんでしたので、最初に●●●●さん宅で場所を聞きまして、近くまで行って●●●さん宅へ行って聞きしました。現地は、周囲をブロックで境がされておりました、中は草が刈ってありました。●●●●さんが建売住宅を作りたいということで申請がございました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会　長　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会　長　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会　長　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 敬川町 》

会　長　3番目は最初に審議しましたので、次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　それでは、4番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●

●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。転用目的は、宅地拡張・駐車場・資材置場・進入路としての活用ということです。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年9月30日でございます。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 それでは位置図の6ページをご覧ください。先ほどの敬川町●●●が右上の方にございますが、そこから●●●へ約●●●m進みまして、●●●●●●があるのですが、その道を右へ約●●●m進むと申請地がございます。ここの申請地もブロックで境がしてありました。雑木が何本か切っておりまして、手入れがしてあるような感じでした。状況的にはそのような状況です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは5番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地、●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地、●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅の建築です。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の

日から令和5年1月31日でございます。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は7ページをご覧ください。左下から右下へ県道皆井田江津線が走っています。右下が跡市方面で、左上方向は9号線の都野津町●●●にあたります。その交差点から●●●方面へ●●●m進みますと、●●●の交差点がございます。この交差している左下から右上に通っている道路は、右上方向へ行きますと●●●あるいは●●●へ行く道になります。この交差点を●●●しまして●●●mくらいの所に申請地がございます。ここの辺りは宅地として整備が行われていまして、だんだんと家が建ってきている所でございます。二方は道路に囲まれ、あとの二方は家に面しております。特に問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第5、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認でございます。1ページ目に集計表が付いております。2ページをご覧ください。一括方式でございます。番号1番、農地の所在は都治町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。貸借期間は令和4年4月1日から令和13年12月31日、9年9ヶ月です。中間管理事業で使用貸借です。次に2番、農地の所在

は都治町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。貸借期間は令和4年4月1日から令和13年12月31日、9年9ヶ月です。賃借料は10aあたり●●●円です。中間管理事業でございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（個別方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、意見第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてです。1ページ目には集計表が付いております。2ページをご覧ください。番号1番、農地の所在は松川町上津井●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上津井●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は5年間、賃貸借で賃借料は●●●となっております。次に2番、農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は1年、賃借料は10a当り●●●千円です。次に3番、農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権

●●●町●●●番地です。期間は10年で、●●●です。農業用施設用地として使用します。次に11番、農地の所在は桜江町江尾●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、桜江町江尾●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が株式会社●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は3年、賃貸借で賃借料は●●●となっております。付帯条件がついておりますので、お目通し下さい。次に12番、農地の所在は桜江町江尾●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は3年、賃貸借で賃借料は●●●となっております。同じように付帯条件がついておりますので、お目通し下さい。次に13番、農地の所在は金田町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は3年で、●●●です。次に14番、農地の所在は金田町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。期間は3年で、●●●でございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 　7番と10番の案件で、農業用施設というのは何をするのでしょうか。

事務局 　ぶどう作付けの為にビニールハウスを設置するということでございます。

湯浅推進委員 　わかりました。

会 長 　他にございませんか。

湯浅推進委員 　●●●さんは、新規就農か認定農業を今回取られるのでしょうか。

事務局 　●●●さんは、現在、農業大学校に通っておられ、認定新規就農者として承認されています。

湯浅推進委員 　そうですか、わかりました。

会 長 　他にございませんか。

階本推進委員 番号 11 番と 12 番ですが、●●●●●●という会社の説明をしていた
だけですか。

事務局 ただ今、データがございませんので、農林水産課の方に問い合わせを行って、
また後日返答させて頂きたいと思います。

階本推進委員 農業はされているのですか。

事務局 はい、農業をされているということは聞いておりますが、農林水産課の方に
詳細のデータがありますので。

植本農地集積相談員 はい。データがこちらにありますので報告します。

会 長 それでは、植本さんお願いします。

植本農地集積相談員 植本です。●●●●さんですが、2、3 年前に法人化ということ
で会社設立されております。基本的には父親が昔から認定農業者ということで、
その面積を引き継いだという形で営農しておられます。名義の方は息子さんで
営農されておまして、水稻やぶどう、今はシャインマスカットが約三反程度
ということで、基本的には農業をやっている者の継承をしながら、法人化とい
うことになっておりますので、現況詳細不明ということではございません。ま
た、地権者とも面識がありまして、たまにお会いしますが、以前に人農地プラ
ンの会合時にも、出来れば●●●の方にでもということがありまして、以前か
ら条件とかそういう情報を提供して欲しいということがありました。今日、議
案を拝見しまして正直驚いたというか、生産者としては江津市が合ったのかな
と思います。簡単ですが、情報提供させて頂きました。以上です。

会 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。承認される方の挙手をお
願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づ
く農用地利用集積計画の承認について（通常分）」については、承認されまし
たので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 6、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございま

すか。

事務局 事務局からは特にございません。

会 長 その他について、皆さんの方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、事務連絡等につきましては総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 12 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は令和 4 年度となりますが、4 月 20 日の水曜日、江津総合市民センターで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 30 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員